

「地下鉄西神・山手線三宮駅東コンコースデザイン改修工事設計業務」

参加表明書作成における「よくあるお問合せ」(FAQ)

1. 参加表明書の提出について

|   |   |
|---|---|
| ・参加表明書の郵送は速達でもよいか。                      | ・確実に到着し、追跡可能な方法であれば構いません。   |
| ・参加表明書以外に実績を証明する書類の提出は必要か。              | ・参加表明書の提出時には必要ありません。  |
| ・事務所概要※1は参加表明書提出時点までに提出するのか。            | ・原則必要です。なお、やむを得ず、事務所概要※1に関する紙資料の提出が遅れる場合は、参加表明書提出期限までに、少なくとも所定の概要データ(Excel形式)※1を提出してください。 |
| ・設計共同体で参加する場合、事務所概要※1は一緒に提出しなければいけないのか。 | ・取りまとめていただく必要はありませんが、構成事務所すべてについて、参加表明提出締切日までの提出が必要です。                                    |
| ・参加表明書の提出は1部か。ホチキス止めが必要か。               | ・1部です。なお、ホチキス止めは不要です。   |

2. 参加資格について

|   |   |
|---|---|
| ・神戸市内に本店を有する事務所と神戸市外に本店を有する事務所で設計共同企業体を組む場合、神戸市内に本店を置く場合として評価されるのか。 | ・神戸市内に本店を有する事務所の業務分担率(委託料の配分割合と同義)は30%以上の場合は、神戸市内に本店を置くものとみなします(参加表明書評価要領 p.1 及び調査表評価要領 p.1 に記載)。 |
| ・設計共同体で参加する場合、管理技術者と意匠主任担当技術者は頭となる事務所(代表設計事務所)に属していないといかないのか。       | ・貴見の通りです。   |
| ・協力事務所について、同じプロポーザルに参加する他事務所の協力事務所との重複は可能か。                         | ・可能です。  |
| ・過去に指名停止になった事務所でも参加可能か。   | ・指名停止期間中でなければ参加可能です。  |

3. 技術者の配置について

|                           |  |
|---------------------------|--|
| ・意匠担当主任技術者は一級建築士でなくてもよいか。 | ・失格条件ではないので構いません。ただし、技術者資格の評価点では低減されます。      |
| ・各担当主任技術者は兼任可能か。          | ・管理技術者のみ他の担当主任技術者との兼任を不可としています(説明書 p.4 に記載)。 |

|   |   |
|---|---|
| <p>・参加表明書に記載する「経験年数」はいつ時点のものか。</p>                                      | <p>・参加表明書提出時点です。月は切り上げてください。</p> <p>※例：1年目社員（9か月）については「1年」</p>                              |
| <p>・様式 23『事務所及び協力事務所の体制』欄に記入する人数は、「本設計業務委託に配置する技術者数」を記載するののか。</p>       | <p>・事務所の技術者総数を記載してください。なお、設計共同体の場合は、合計の人数を記載し、協力事務所が入る場合は、後ろに（ ）書きで人数を記載してください。</p>         |
| <p>・若手技術者は、事務所の若手技術者の総人数ではなく、本設計業務委託に配置する技術者数を記載するののか。</p>              | <p>・貴見の通りです。本設計業務に配置する若手技術者を記載してください。なお、設計共同体、協力事務所の若手技術者も記載可能です。</p>                       |
| <p>・様式 26-2『若手技術者の経歴等』欄に記入する役職は、「各社内での役職」（例：部長・課長・主任・スタッフ等を記載してよいか。</p> | <p>・貴見の通りです。所属する組織（事務所名）と役職を記載してください。</p>   |
| <p>・若手技術者は協力事務所の派遣職員でも記載可能か。</p>  | <p>・本業務に携わる若手技術者であれば、協力事務所でも記載可能です。なお、協力事務所と取り交わしを行い、協力事務所に属しているということであれば、派遣職員の記載も可能です。</p> |

#### 4. 業務実績について

|  |  |
|--|--|
| <p>・実績欄へ記載する工事着手年月日が分からない。完成年月日の記載でもよいか。</p>                             | <p>・建物が現存するかの確認のため、可能な限り調べて記載してください。どうしても完成年月日しか分からない場合は、その旨をカッコ書きで記載してください。なお、最終的に委託先候補として特定された場合の確認において、虚偽が発覚すれば委託先候補の資格を取り消す可能性があります。</p> |
| <p>・協力事務所となる設備設計事務所が他の事務所から下請けした業務を実績として記載しても良いか。</p>                    | <p>・技術者の実績としては、記載可能です。なお、元請でない場合、事務所の実績としての記載はできません。</p>   |
| <p>・マスタープランの作成は実績となるか。</p>   | <p>・基本計画であると考えられるので、該当しません。</p>  |
| <p>・平成 13 年 4 月以前に、本体工事の設計が完了し、その後追加等業務が平成 13 年 4 月以降まで続いた業務は、実績となるか</p> | <p>・本体工事の設計が平成 13 年 4 月以前に完了している場合は、実績とはなりません。</p>   |
| <p>・実績について、PUBDIS 登録等の証明は必要か。</p>  | <p>・参加表明書の提出時には必要ありません。なお、委託先候補事業者として特定された場合は、実績として証明できるものを提出していただきます。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸支店で事務所概要へは登録しているが、市外本店の実績を記載することは可能か。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構いません。</li> </ul>            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国外の実績は評価対象か。</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績については国内外を問いません。</li> </ul> |

#### 5. その他について

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事務所概要」※<sub>1</sub>は入札参加資格審査申請とは別か。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貴見の通りです。本市行財政局契約監理課宛てに提出する入札参加資格審査申請とは異なり、外注委員会事務局（建築住宅局技術管理課）宛てに提出※<sub>1</sub>いただいています。</li> </ul> |
|---|--|

※1 <https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/koukyou/s04.html>